

国土交通省直轄工事における 品質確保促進ガイドライン

平成17年9月

国 土 交 通 省
大臣官房地方課
大臣官房技術調査課
大臣官房官庁営繕部計画課

参考 公共工事の品質確保における新たな取組

公共工事の品質確保に資する発注方式に関する取組の事例及び今後の検討事項として次に掲げる事項等が指摘されている。

(1) 設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）

現在の公共事業においては、一般的に、設計については、発注者が自ら行うか、あるいは技術力のある設計者に委託して行われている。また、施工については、施工段階での競争性を確保する必要性等から、基本的には設計とは分離して発注されている。

しかし、施工技術の開発の著しい工事で、設計技術が施工技術と一体で開発されるなどにより、個々の業者が有する特別な設計と施工の技術を一体的に発注することにより、発注者、ひいては国民にとって有利な調達が期待できる場合もあると考えられ、設計と施工を同一の実施者によって実施するものであり、基本方針第2の3（1）においても高度な技術提案を求める場合の発注方式として示されている。

(2) コンストラクション・マネジメント技術活用（CM）方式

短期的に事業量が増加した場合や、自らの経験が少ない工種を発注する場合、定常的に技術者が不足している場合あるいは、分離・分割発注への要望に伴う工事間調整の増加がある場合等においては、体制整備が間に合わない等の課題を各発注機関は抱えている。

CM方式では、これまで発注者・受注者の双方が行ってきた様々なマネジメント業務（設計検討、工程管理、発注計画、費用管理、施工監理、品質管理等）の一部を、別の主体に行わせる契約をすることにより、上記課題の対策とともに、公共工事の品質確保の有効な手段として試行を実施している。

(3) コンサルタント・ゼネラルコントラクター異業種共同企業体

今後、設計・施工一括発注方式やCM方式の増加が予想され、受注者に設計と施工の双方の技術力が要求される場面が想定される。

この場合、設計技術を持つコンサルタント、施工技術を持つコントラクターの共同企業体とすることにより、円滑に双方の技術力を活用することが可能となることから、これらの異業種JVについて制度上の課題等を検討し、早期の試行を図る。